

令和3年度 税制改正のポイント

速報

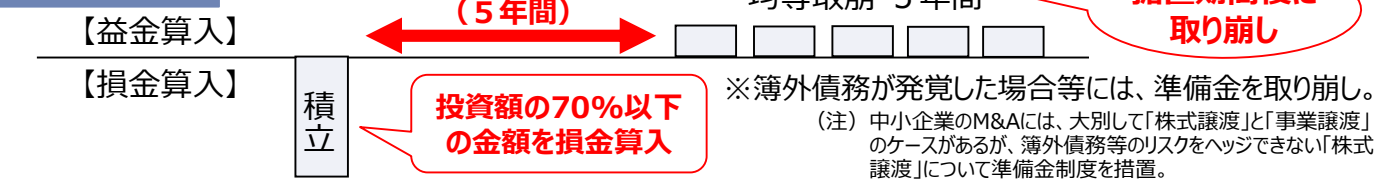
M&Aや設備投資等環境変化への対応、
事業継続・雇用維持に資する税制が実現！東京商工会議所
日本商工会議所

環境変化への対応を後押しする税制措置

1. 経営資源集約化税制の創設

- M&A実施後に発生し得るリスク（簿外債務等）に備えるため、国の認定を受けた計画に基づき中小企業がM&Aを実施した場合、下記を認める措置を創設（適用期限 3 年間）

① 準備金制度

② M & A の効果を高める設備投資減税
(中小企業経営強化税制の類型追加)投資額の**10%を税額控除** 又は **全額即時償却**

※資本金3,000万円超の中小企業者等の税額控除率は7%

③ 雇用確保を促す税制
(所得拡大促進税制の上乗せ措置)給与等支給総額を前年度比2.5%以上上げた場合、
増加額の25%を税額控除 ※1.5%以上引上げは15%税額控除

2. 中小企業向け設備投資減税の延長(2年間)

設備の種類 (価額要件)	機械装置 (160万円以上)	ソフトウェア (70万円以上)	器具備品・工具 (30万円以上)	建物附属設備 (60万円以上)
支援措置	2年延長 【中小企業経営強化税制】 即時償却又は税額控除10% (※7%) ※計画認定手を柔軟化			
国	2年延長 【中小企業投資促進税制】 30%特別償却又は税額控除7% ※30%特別償却のみ適用 ※不動産業、商店街振興組合等の業種を追加			
税	廃止 【商業・サービス業・農林水産業活性化税制】 30%特別償却又は税額控除7% ※30%特別償却のみ適用			

※を付した部分は、経営力向上計画の認定が必要

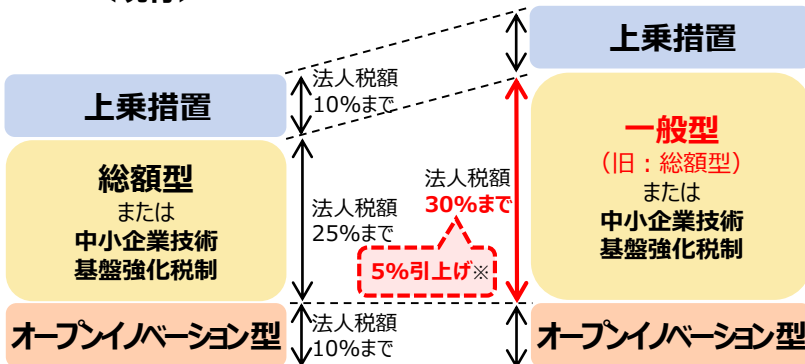
※を付した部分は、資本金3,000万円超1億円以下の法人の場合

3. 研究開発税制の延長(2年間)・拡充

- 控除上限を法人税額の最大50%まで引上げ (いわゆる総額型 25%→30%)
- 時限措置である総額型の上乗せ措置を2年間延長するとともに、控除率の増加インセンティブを強化
- クラウドを活用したソフトウェアに関する研究開発を支援対象に追加

※コロナ前と比較し、①売上が2%以上減少しており、②試験研究費を増加させる場合、**総額型の控除上限を5%引上げ**

<現行>



4. 地域未来投資促進税制の延長(2年間)・拡充

- 地域経済を牽引する企業の建物等の設備投資について、税額控除または特別償却を適用する措置を2年間延長
- 製造拠点が海外に集中している製品・部素材の製造事業も対象に (サプライチェーン類型の追加)



5. 中小企業防災・減災投資促進税制の延長(2年間)・拡充

- 防災・減災のための設備投資について、特別償却を適用する措置を2年間延長
- 重要設備のかさ上げに用いる架台、停電時の電力供給装置、サーモグラフィを対象設備に追加



無停電電源装置

事業継続・雇用維持に資する税制措置

1. 土地に係る固定資産税額の据置措置、商業地等の固定資産税の負担調整措置等の延長（3年間）

- ▶ 令和3年度における特例措置として、令和3年度に課税額が上昇する全ての土地の固定資産税等について、令和2年度税額に据置
- ▶ あわせて、商業地等に係る固定資産税の負担調整措置・条例減額制度の適用期限を3年間延長

2. 中小企業者等の法人税率の軽減の延長（2年間）

- ▶ 所得800万円まで法人税率を19%から15%に軽減、適用期限を2年間延長

3. 所得拡大促進税制の延長（2年間）・要件簡素化

- ▶ 中小企業全体として雇用を守るため、適用要件を「継続雇用者の給与等支給額」から「企業全体の給与等支給額（総額）」へと見直した上で、適用期限を2年間延長

＜現行＞

【通常要件①】

継続雇用者給与等支給額が前年度比で1.5%以上
かつ

【通常要件②】

給与等支給額（総額）が前年度以上

⇒給与等支給総額の増加額の15%を税額控除

【上乗せ要件】

継続雇用者給与等支給額が前年度比で2.5%以上
であり、所定の要件（※）を満たすこと

⇒給与等支給総額の増加額の25%を税額控除

＜改正案＞

【通常要件】

給与等支給額（総額）が前年度比で1.5%以上

⇒給与等支給総額の増加額の15%を税額控除

【上乗せ要件】

給与等支給額（総額）が前年度比で2.5%以上
であり、所定の要件（※）を満たすこと

⇒給与等支給総額の増加額の25%を税額控除

※①②のいずれかを満たすこと。①教育訓練費が対前年度比10%以上増加、②中小企業等経営強化法に基づく経営力向上計画の認定を受けており経営力向上が確実になされていること。

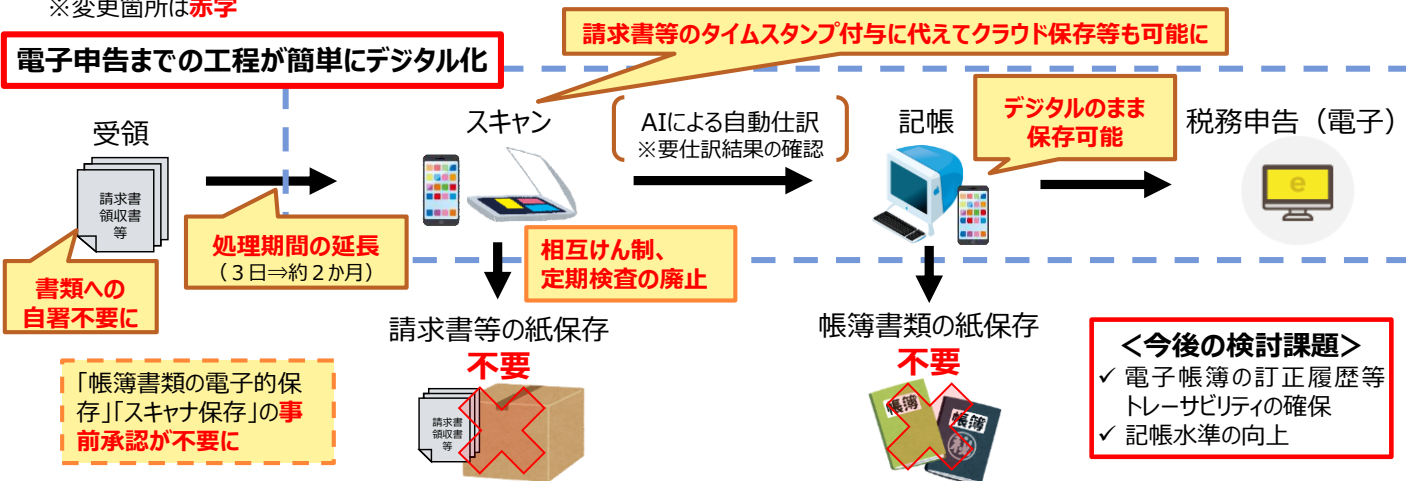
デジタル化に対応した納税環境整備

電子帳簿保存法の要件の抜本的緩和

- ▶ 帳簿書類の電子的保存手続を簡素化する観点から以下の見直しを行う（令和4年1月1日以後適用）

※変更箇所は赤字

電子申告までの工程が簡単にデジタル化



法人版事業承継税制の要件緩和

- ▶ 相続時の後継者役員就任要件の緩和（①先代経営者が70歳未満（現行：60歳未満）で死亡した場合、または、②後継者が特例承継計画に特例後継者として記載されている者である場合、役員就任要件は課されない）

「新たな日常」に向けた企業の経営改革を実現する投資促進

- ▶ 2050年カーボンニュートラルに向けた投資促進税制の創設（50%特別償却／最大10%税額控除）
- ▶ DX（デジタルトランスフォーメーション）投資促進税制の創設（30%特別償却／3%or5%税額控除）
- ▶ 経営改革に取り組む企業（資本金1億円超）の欠損金の繰越控除上限の引上げ（上限50%→100%）